

職業紹介事業の許可基準が変わります

職業安定法が改正され、求人等に関する情報の的確な表示や個人情報の保護に関するルールが変わります。その変更に伴い、有料・無料職業紹介事業の許可基準が改正されます。

許可基準改正の内容

個人情報の取り扱いに関するルール

「個人情報を適正に管理し、および求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること」として以下の事項を追加します。

- (1) 業務の目的を明らかにするに当たっては、求職者等の個人情報がどのような目的で収集され、保管され、または使用されるのか、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に明示すること。
- (2) 個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、本人の同意の下で本人以外の者から収集し、または本人により公開されている個人情報を収集する等の手段であって、適法かつ公正なものによらなければならないこと。
- (3) 求職者等本人の同意を得る際には、次に掲げるところによること。
 - (ア) 同意を求める事項について、求職者等が適切な判断を行うことができるよう、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。
 - (イ) 業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集し、保管し、または使用することに対する同意を、職業紹介の条件としないこと。
 - (ウ) 求職者の自由な意思に基づき、本人により明確に表示された同意であること。

求人等に関する情報の的確な表示が義務付けられます

業務の運営に関する規程の要件について、「求人等に関する情報の的確な表示」に関する内容を含む業務運営規程を有し、これに従って適正に職業紹介事業を運営することが必要です。

厚生労働省ウェブサイトに掲載している「職業紹介事業の業務運営要領」で、規程の作成例をご用意しています。

改正後の許可基準の適用

改正後の許可基準は、2022（令和4）年10月1日から適用されます。
このため、2022（令和4）年10月1日以降に許可や許可有効期間の更新を希望する事業主は、改正後の許可基準を満たす必要があります。

2022（令和4）年10月1日付けの許可や許可有効期間の更新にも適用されます。

厚生労働省ウェブサイト

2022（令和4）年職業安定法改正に関する情報やQ & A、届出の記載例を公開しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/index.html



詳細は、都道府県労働局の担当にお問い合わせください。

都道府県労働局 お問い合わせ先

労働局	課室	電話番号	労働局	課室	電話番号	労働局	課室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	富山	需給調整事業室	076-432-2718	島根	職業安定課	0852-20-7017
青森	需給調整事業室	017-721-2000	石川	需給調整事業室	076-265-4435	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	福井	需給調整事業室	0776-26-8617	広島	需給調整事業課	082-511-1066
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	山梨	需給調整事業室	055-225-2862	山口	需給調整事業室	083-995-0385
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	長野	需給調整事業室	026-226-0864	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
山形	需給調整事業室	023-626-6109	岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	香川	需給調整事業室	087-806-0010
福島	需給調整事業室	024-529-5746	静岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	愛知	需給調整事業 第一課	052-219-5587	高知	職業安定課	088-885-6051
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	三重	需給調整事業室	059-226-2165	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	京都	需給調整事業課	075-241-3225	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	大阪	需給調整事業 第一課	06-4790-6303	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
東京	需給調整事業 第一課	03-3452-1472	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831	大分	需給調整事業室	097-535-2095
	需給調整事業 第二課	03-3452-1474	奈良	需給調整事業室	0742-88-0245	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥取	職業安定課	0857-29-1707	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637